

第81回 定時株主総会 招集ご通知

開催 日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催 場所

東京都中央区日本橋一丁目3番13号
東京建物日本橋ビル2階
コングレスクエア日本橋
コンベンションホールA・B
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目次

第81回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
決議事項	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第3号議案 会計監査人選任の件	
事業報告	14
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	44

証券コード7677
(発送日) 2025年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町6番5号
株式会社 ヤシマキザイ
代表取締役社長執行役員 高田 一 昭

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト(「第81回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております)に「第81回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイト(「第81回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております)にアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.yashima-co.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「ヤシマキザイ」又は「コード」に当社証券コード「7677」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月27日(金曜日)午前10時(受付開始午前9時)
2	場 所	東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル 2 階 コングレスクエア日本橋 コンベンションホールA・B(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3	目的事項	報告事項 (1) 第81期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び 監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第81期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件
4	招 集 に あ た っ て の 決 定 事 項	(1) 電子提供措置事項のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、 法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様 に対して交付する書面には記載しておりません。なお監査等委員会及び会 計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。 (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使され た場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし ます。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合 は、最後に行われたものを有効なものとし ます。 (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合 は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎総会のご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記各ウェブサイトにもアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

議決権行使方法 についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️® 0120-652-031 (9:00~21:00)

「スマート行使」によるご行使

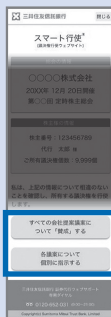
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

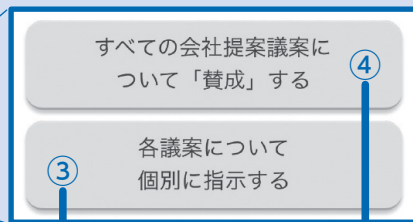


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

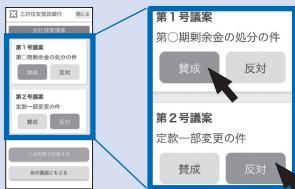
②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



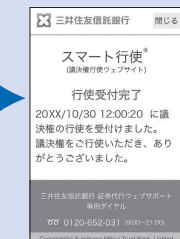
③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

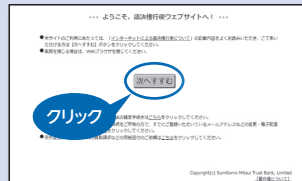


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

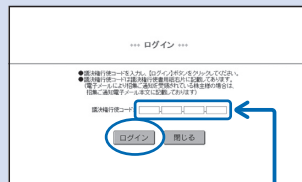
インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

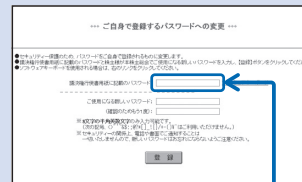


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	さとう あつし 佐 藤 厚 再任	代表取締役会長	14回／14回 (100%)
2	たかだ かず あき 高 田 一 昭 再任	代表取締役社長執行役員	14回／14回 (100%)
3	せき しょういち ろう 関 正 一 郎 再任	取締役副社長執行役員(事業戦略全般統括)	14回／14回 (100%)
4	あべ まさ ひろ 阿 部 昌 宏 再任	取締役常務執行役員管理本部長(管理全般統括)	10回／10回 (100%)
5	しもかわ ゆう すけ 下 川 雄 輔 再任	取締役常務執行役員(営業推進全般統括)	14回／14回 (100%)
6	わだ しんいち ろう 和 田 信 一 郎 再任	取締役執行役員大阪支店長	14回／14回 (100%)
7	すず き ゆう こ 鈴 木 祐 子 再任	取締役執行役員海外営業本部長	14回／14回 (100%)

(注) 1. 阿部昌宏氏については、2024年6月27日の就任後の取締役会出席回数を記載しております。
2. 鈴木祐子氏の戸籍上の氏名は、石田祐子であります。

候補者
番号

1

さとう あつし
佐藤 厚 (1938年1月10日生)

再任

所有する当社の株式の数：200,629株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1960年4月	丸紅飯田株式会社入社(現 丸紅株式会社)	1995年4月	ヤシマ物流株式会社代表取締役社長
1993年2月	当社入社 代表取締役専務	2004年4月	亜西瑪(上海)貿易有限公司董事長(現任)
1993年6月	代表取締役社長	2014年4月	代表取締役会長(現任)

重要な兼職の状況

亜西瑪(上海)貿易有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

佐藤厚氏は、1993年から2014年まで当社代表取締役社長として、経営の舵取りを担ってきております。これらの豊富な経験並びに優れた見識を当社事業の意思決定に活かすことで、当社の持続的な企業価値向上を目指すために適切な人材であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

たか だ かず あき
高田 一昭 (1950年12月22日生)

再任

所有する当社の株式の数：16,141株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	当社入社	2013年4月	取締役副社長海外営業本部長
2004年4月	亜西瑪(上海)貿易有限公司董事	2014年4月	代表取締役社長
2011年4月	海外営業本部長	2023年8月	代表取締役社長執行役員(現任)
2011年6月	取締役海外営業本部長	2024年7月	亜西瑪(上海)貿易有限公司副董事長(現任)
2012年6月	常務取締役海外営業本部長(兼)ソリューション本部長		

重要な兼職の状況

亜西瑪(上海)貿易有限公司 副董事長

取締役候補者とした理由

高田一昭氏は、入社以来一貫して、海外営業関連業務に携わり、現在では社長執行役員を務めております。その海外営業における豊富な職務経験と実績から、強いリーダーシップを発揮することで、当社の持続的な企業価値向上を目指すために適切な人材であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

せき しょう いち ろう
関 正一郎

(1960年7月14日生)

再任

所有する当社の株式の数：224,269株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社イトーヨーカ堂入社	2018年5月	亜西瑪(上海)貿易有限公司董事
1993年3月	当社入社	2019年12月	亜西瑪(上海)貿易有限公司副董事長
2002年4月	総務部長	2021年4月	取締役海外営業本部長
2003年6月	取締役総務部長	2022年4月	取締役副社長海外営業本部長
2006年4月	取締役サービス本部副本部長(兼)総務部長	2023年5月	取締役副社長(管理全般統括)
2007年6月	常務取締役サービス本部長(兼)公開準備室長	2023年8月	取締役副社長執行役員(管理全般統括)
2009年4月	常務取締役公開準備室長		亜西瑪(上海)貿易有限公司総経理
2010年4月	常務取締役名古屋支店長	2024年4月	取締役副社長執行役員 (事業戦略全般統括・管理全般統括)
2012年6月	監査役	2024年6月	取締役副社長執行役員 (事業戦略全般統括)(現任)
2017年6月	取締役		
2018年4月	取締役中国本部長 亜西瑪(上海)貿易有限公司総経理		

取締役候補者とした理由

関正一郎氏は、当社入社以来、営業、総務、監査役に携わり、豊富な経験を有しており、その幅広い職務経験と知見を活かすことにより、当社の持続的な企業価値向上を目指すために適切な人材であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

あ べ まさ ひろ
阿部 昌宏

(1962年8月23日生)

再任

所有する当社の株式の数：2,399株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行	2021年4月	執行役員管理本部長(兼)経営企画室長
2013年9月	株式会社イースタン（現 株式会社S I M M T E C H G R A P H I C S）入社	2021年6月	取締役管理本部長(兼)経営企画室長
2016年12月	当社入社 財務経理部担当部長	2021年7月	亜西瑪(上海)貿易有限公司 董事(現任)
2018年4月	理事管理本部副本部長(兼)財務経理部長	2022年4月	取締役管理本部長(兼)総務部長
2019年4月	執行役員管理本部長(兼)財務経理部長	2023年8月	常務執行役員管理本部長(兼)総務部長
		2024年4月	常務執行役員管理本部長
		2024年6月	取締役常務執行役員管理本部長 (管理全般統括)(現任)

重要な兼職の状況

亜西瑪(上海)貿易有限公司 董事

取締役候補者とした理由

阿部昌宏氏は、株式会社三井住友銀行において銀行業務全般を経験し、その後の事業法人においては、経営企画、財務といった業務にも携わることで幅広い職務を経験しております。また当社入社後は、財務経理部長、管理本部長の経験を有しており、その幅広い職務経験や知見を活かすことで、当社の持続的な企業価値向上を目指すために適切な人材であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

5

しも かわ

ゆう すけ

下川 雄輔

(1968年1月27日生)

再任

所有する当社の株式の数： 4,096株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月	当社入社	2022年6月	取締役営業統括本部長(兼)東京支店上席副支店長
2011年4月	交通営業本部電機システム部長		
2016年4月	交通営業本部副本部長(兼)交通営業本部交通営業部長	2023年5月	取締役東京支店長
2019年4月	執行役員交通営業本部長(兼)交通営業本部交通営業部長	2023年8月	取締役執行役員東京支店長
2019年6月	ヤシマ物流株式会社 取締役	2024年4月	取締役常務執行役員 (営業推進全般統括)(現任)
2020年4月	執行役員交通営業本部長	2024年7月	亜西瑪(上海)貿易有限公司 董事(現任)
2022年4月	執行役員営業統括本部長(兼)東京支店上席副支店長		

重要な兼職の状況

亜西瑪(上海)貿易有限公司 董事

取締役候補者とした理由

下川雄輔氏は、当社入社以来、東日本地区において車両関係、信号システム、発変電といった鉄道事業セグメントにおける幅広い営業経験を有しており、その豊富な経験と知見を活かすことにより、当社の持続的な企業価値向上を目指すために適切な人材であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

6

わ だ

しん いち ろう

和田 信一郎

(1961年11月10日生)

再任

所有する当社の株式の数： 4,111株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年3月	株式会社日立製作所入社	2020年6月	取締役営業統括本部長
2018年4月	当社入社 理事大阪支店副支店長	2022年4月	取締役大阪支店長
2019年4月	執行役員大阪支店副支店長	2023年8月	取締役執行役員大阪支店長(現任)
2020年4月	執行役員営業統括本部長		

取締役候補者とした理由

和田信一郎氏は、当社入社以前から長年にわたり鉄道関係の営業に携わり、鉄道業界に精通していることから、その豊富な職務経験と知見を活かすことにより、当社の持続的な企業価値向上を目指すために適切な人材であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

7

すず き

鈴木

ゆう こ

祐子

(1973年3月18日生)

再任

所有する当社の株式の数： 11,945株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4 月	当社入社	2023年 5 月	執行役員海外営業本部長
2018年 4 月	営業統括本部プロジェクト開発推進部長	2023年 8 月	取締役執行役員海外営業本部長(現任)
2020年 4 月	営業統括本部プロジェクト推進部長		
2021年 4 月	海外営業本部海外営業部長		
2022年 4 月	執行役員海外営業本部副本部長(兼)海外営業部長		

取締役候補者とした理由

鈴木祐子氏は、当社入社以来、鉄道事業セグメント、新規商品拡販推進部門、海外営業部門における幅広い営業の経験を有しており、その豊富な経験と知見を活かすことにより、当社の持続的な企業価値向上を目指すために適切な人材であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. いずれの候補者も当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社の取締役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求の提起を受けた場合に、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	1	ほり こし 堀越	ひで ゆき 秀幸	(1960年1月16日生)	再任	所有する当社の株式の数： 668株
-----------	----------	--------------------	--------------------	---------------	----	-------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役(監査等委員)(現任)
2004年4月	システム室長		ヤシマ物流株式会社監査役(現任)
2012年4月	内部監査室長	2021年7月	亜西瑪(上海)貿易有限公司監事(現任)
2019年4月	管理本部付		

■ 重要な兼職の状況

亜西瑪(上海)貿易有限公司 監事
ヤシマ物流株式会社 監査役

取締役候補者とした理由

堀越秀幸氏は、当社入社以来、システム室長及び内部監査室長の経験を有しており、システム構築や社内監査を通して当社の業務に精通しております。その幅広い業務経験と知見を活かすことにより、業務執行の監視・監督に十分な役割を果たすことができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者 番号	2	き むら 木村	けい こ 恵子	(1959年10月13日生)	再任	所有する当社の株式の数： 0株
-----------	----------	-------------------	-------------------	----------------	----	-----------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2016年6月	東洋インキＳＣホールディングス株式会社 (現 artience株式会社) 社外取締役
1989年10月	シティバンク、エヌ・エイ入行		
2002年10月	第一東京弁護士会登録	2017年6月	当社取締役(監査等委員)(現任)
	安西・外井法律事務所(現 安西法律事務所)	2022年3月	東洋インキＳＣホールディングス株式会社 (現 artience株式会社) 社外取締役(監査等委員)(現任)
	入所(現任)		

■ 重要な兼職の状況

安西法律事務所 弁護士
artience株式会社 社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

木村恵子氏は、弁護士及び他企業での社外取締役として豊富な経験と高い知見を持ち、法律家の立場から企業経営を厳しく監視・監督していただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、客観的かつ法的見地からの監督とアドバイスを行っていただくことが期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

さわ だ ゆ み こ
澤田 裕美子

(1978年3月12日生)

再任

所有する当社の株式の数： 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 4 月	株式会社日立テレコムテクノロジー(現 株式会社日立製作所)入社	2012年 6 月	湊税理士事務所(現 ベストパイロット税理士法人)入所
2005年 2 月	アクサ生命保険株式会社入社	2012年 8 月	東京税理士会登録
2008年 1 月	税理士法人プライスウォーターハウスクーパース(現 PwC税理士法人)入社	2016年 4 月	澤田税理士事務所開設(現任)
		2023年 8 月	当社取締役(監査等委員)(現任)

■ 重要な兼職の状況

澤田税理士事務所 税理士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

澤田裕美子氏は、税理士として、専門的知見及び豊富な企業会計の経験を有しております。当社は、その専門性及び幅広い見識を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その経験や知見を活かした監督とアドバイスを行っていたことが期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. いずれの候補者も当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 木村恵子氏及び澤田裕美子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 木村恵子氏の当社社外取締役(監査等委員)の在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。澤田裕美子氏の当社社外取締役(監査等委員)の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 4. 当社は、木村恵子氏及び澤田裕美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 5. 当社と堀越秀幸氏、木村恵子氏及び澤田裕美子氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合には、当社は上記契約を継続する予定です。
 6. 当社は、当社の取締役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求の提起を受けた場合に、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

氏 名	役 職 等	企業経営	中核事業	グローバル	事業領域 拡 大	財務会計	人事労務 リスク管理
佐 藤 厚	代表取締役会長	●	●	●	●		
高 田 一 昭	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	●	●	●	●		
関 正 一 郎	取 締 役 副社長執行役員	●	●	●	●	●	●
阿 部 昌 宏	取 締 役 常 務 執 行 役 員	●				●	●
下 川 雄 輔	取 締 役 常 務 執 行 役 員	●	●		●		
和 田 信 一 郎	取 締 役 執 行 役 員	●	●		●		
鈴 木 祐 子	取 締 役 執 行 役 員	●	●	●	●		
堀 越 秀 幸	取 締 役 (常勤監査等委員)	●				●	●
木 村 恵 子	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	●					●
澤 田 裕 美 子	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	●				●	

(注) 上記一覧は、取締役の有する全てのスキルを表すものではありません。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに有限責任パートナーズ総合監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が有限責任パートナーズ総合監査法人を会計監査人とした理由は会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

名	称	有限責任パートナーズ総合監査法人		
事	務	所	主たる事務所 東京都中央区日本橋3丁目8-4 日本橋さくら通りビル4階	
沿		革	2013年11月 パートナーズS G監査法人として設立 2022年12月 有限責任パートナーズ総合監査法人へ名称変更	
概	要	資 本 金	3,500万円	
		構成人員	パートナー（代表社員4名、社員7名）	11名
			公認会計士（非常勤含む）	24名
			その他（非常勤・事務職員含む）	25名
			合計	60名
			関与会社	26社

以上

事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費に持ち直しの動きが見られ、企業収益や設備投資意欲の改善もあって景気は緩やかな回復基調にありますが、海外の地政学的な緊張状態の継続、中国経済の失速や政権交代を経た米国の政策転換等による下振れリスクが存在しており、依然として先行きは不透明な状況にあります。また、当社グループの主要顧客である鉄道事業者においては、国内旅行やインバウンド等の移動需要の回復により、業績は増収増益を示し、回復基調で推移しました。

そのような状況のもと当社グループは、2024年度から2026年度の3ヶ年中期経営計画を策定しております。前連結会計年度を最終年度とする中期経営計画において道半ばに終わった目標を引き継ぎ、新たな中期経営計画においても(1)安定成長軌道への回帰、(2)新たな企業価値の創出、(3)2027年3月期ROE5%超、の3つを基本目標に掲げ、当社グループの事業環境を踏まえて対処すべき課題等に取り組んでまいります。

当連結会計年度の連結業績は、国内において主要顧客である鉄道事業者の業績回復を受けた受注環境の好転や、一部手配製品等の供給不足緩和、物価上昇を受けた価格転嫁の浸透等のプラスの影響もありましたが、海外案件における受注損失引当金(348百万円)の計上や海外パートナー企業に対する貸倒引当金(228百万円)及び債務保証損失引当金(385百万円)の計上、一般事業において主力商品であるコネクタ・電子部品の在庫調整局面が継続している等のマイナス影響が上回り、売上高は29,046百万円（前期比4.7%増）、営業損失は44百万円（前期は364百万円の利益）、経常損失は511百万円（前期は490百万円の利益）となりました。また、前々連結会計年度に当社連結子会社「亜西瑪（上海）貿易有限公司」（以下「ヤシマ上海」）が開始した新規取引において、販売先と仕入先が事実上一体となってヤシマ上海を挟む形の商流を形成している疑義を識別し、債権回収に生じるリスクを鑑みて、貸倒引当金を計上しておりましたが、当連結会計年度において一部の債権を回収し、貸倒引当金戻入額(67百万円)を特別利益として計上しました。一方で拠点別の収益性を精査した結果、海外事業を含む本社資産等について減損損失(43百万円)を特別損失として計上しました。その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は509百万円（前期は392百万円の利益）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 鉄道事業

鉄道車両製品を主な商材として、鉄道事業者及び鉄道関連メーカー等を対象に、鉄道車両用電気用品、同車体用品等を主に取り扱っております。主要顧客である鉄道事業者の業績が増収増益となり、設備投資意欲の回復等を受けて受注環境が好転したことや、全般的な物価高を受けて価格転嫁が進んだことが追い風となり、売上高は堅調に推移しました。

しかしながら、中期経営計画における海外展開の一環として、当社が元請けとして取り組んでいるバングラデシュのODA鉄道インフラ整備案件において、工事の設計変更が決定され、その対応や完工までの期間延長に伴い追加の費用が発生したほか、物価の上昇や為替変動等もあり、当初想定よりも原価が大幅に増加する見通しとなりました。それを受けて受注損失引当金繰入額を売上原価として計上することとなり、利益を下げました。その結果、当連結会計年度の売上高は26,605百万円（前期比6.0%増）、営業利益は84百万円（前期比85.5%減）となりました。

② 一般事業

当社グループにおいては鉄道事業以外を一般事業としております。取引を行っている業界は、産業機器メーカーや電力用機器メーカー、自動車業界メーカー等と多岐にわたっており、主な商材はコネクタや電子部品であります。自動車業界メーカー等では減産傾向が緩和されて需要が回復基調に入った一方で、産業機器メーカー等では過去に過剰手配した在庫の調整局面が依然として継続しており、全体としてコネクタや電子部品の需要回復に遅れが見られることから、売上高は低調に推移しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は2,441百万円（前期比7.4%減）、営業損失は128百万円（前期は218百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した主な設備投資はありません。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

【内部統制上の課題】

第80期内部統制報告書に記載のとおり、不適切な会計処理に関連して下記の課題が識別されていきました。

① 当社における課題

（決算財務報告プロセスに係る内部統制の改善）

当社の財務経理部門における連結決算プロセス上の点検事項に含めるべき項目が整備されていなかったため、再発防止策として当社はヤシマ上海における会計・決算に関するリスクを踏まえて、連結決算チェックリストにチェック項目を追加して運用してまいりました。

しかしながら、ヤシマ上海に係る連結決算プロセスにおいて当社の財務経理部門の連結子会社への方針指示等を行う担当者と連結決算作業担当者間の連携ミスによる会計処理の誤りが発見されたため、改善に向けて以下の課題に取り組んでまいりました。

- ・ 連携ミスにより会計処理誤りにつながった要因を踏まえて、連結決算チェックリストの更新を行う。
- ・ 連結決算プロセスの点検事項の追加・変更が必要な事象の有無を定期的に確認する手続を整備する。

② 連結子会社(ヤシマ上海)における課題

（決算財務報告プロセスに係る内部統制の改善）

当社の中国における連結子会社であるヤシマ上海において、決算作業プロセスにおける債権評価に関して、債権の滞留状況をチェックする手続及び債権評価と貸倒引当金の計上ルール等が整備できていなかったことを受け、再発防止策としてそれらをマニュアルとして整備し、運用してまいりました。

しかしながら、特定の得意先に対する債権について、マニュアルに定めた滞留状況のチェック及び残高確認手続を実施した際に識別された差異の解消のために、得意先と相互に取引内容を確認する手続が期末決算手続中に完了しなかったため、改善に向けて以下の課題に取り組んでまいりました。

- ・ 残高確認によって差異が識別された得意先に対し、相互に取引内容を確認するコミュニケーションを通じた差異の解消を適時適切に行う。
- ・ 必要な会計処理を行う手順を決算チェックリストの点検項目として追加し、運用する。

（業務プロセスに係る内部統制（販売プロセス）の改善）

売上計上に関して売上計上の時期、金額を示す証憑類が具備されていることを、売上計上処理担当者以外の第三者が承認するルール等が整備されていなかったことを受け、再発防止策としてヤシマ上海の販売業務における売上計上に係る内部統制の強化のため、同社を重要な事業拠点とした上で、販売プロセスを評価対象に追加しました。

しかしながら、売上計上の要件となる証憑類の具備に関するルールが、通常の取引パターン以外の事例まで含めてカバーできておらず、特定の得意先に対する販売取引において、売上計上時期の誤りが識別されたため、改善に向けて以下の課題に取り組んでまいりました。

- ・ 売上計上の証憑類具備のルールに関して、前連結会計年度において開示すべき重要な不備に至ったパターンを踏まえた更新を行う。
- ・ 通常の取引パターンと異なる事例の収集及び分析を通じてルールを定期的に更新する手続を整備する。

(業務プロセスに係る内部統制（棚卸資産管理プロセス）の改善)

棚卸資産管理に関して、その実在性の検証として、実地棚卸の実施状況を評価する手続が計画されていましたが、通常棚卸資産を保管しない一部の拠点に対して実地棚卸が計画・実施されておらず、実在性が確認できない資産が会計帳簿に計上されていることが発見できなかったことを受け、再発防止策としてヤシマ上海の実地棚卸の範囲を全拠点とし評価してまいりました。

しかしながら、全ての拠点について実地棚卸（預け在庫の確認手続含む）を実施すべきところ、特定の拠点において一部の手続が未了となっていることが識別されたため、改善に向けて以下の課題に取り組んでまいりました。

- ・売上計上の証憑類具備のルールに関して、前連結会計年度において開示すべき重要な不備に至ったパターンを踏まえた更新を行う。
- ・通常の取引パターンと異なる事例の収集及び分析を通じてルールを定期的に更新する手続を整備する。

(業務プロセスに係る内部統制（購買プロセス）の改善)

仕入債務計上に関して、未計上となっている証憑類から計上すべき取引の有無を確認する等、計上漏れを確認する統制手続が整備されていなかったことを受けて、再発防止策としてヤシマ上海の購買業務における仕入債務計上に係る内部統制の強化のため、同社を重要な事業拠点とした上で、購買プロセスを評価対象に追加しました。

しかしながら、仕入計上の要件となる証憑類の具備に関するルールが、通常の取引パターン以外の事例まで含めてカバーできておらず、特定の仕入先に対する購買取引において、仕入債務計上時期の誤りが識別されたため、改善に向けて以下の課題に取り組んでまいりました。

- ・仕入計上の証憑類具備のルールに関して、前連結会計年度において開示すべき重要な不備に至ったパターンを踏まえた更新を行う。
- ・通常の取引パターンと異なる事例の収集及び分析を通じてルールを定期的に更新する手続を整備する。

上記の課題において、当社の経営陣は上場企業として財務報告に係る内部統制の整備及び運用していく責任と不適切な事案の検出時に適切に全社的な再発防止策のサイクルを形成する等の立場、グループ全体でのリスクマネジメントを行っていくべき立場を十分に自覚し、各再発防止策に取り組んでまいりましたが、前連結会計年度においては一部の再発防止策について適切な水準で整備・運用することができず、継続して開示すべき重要な不備を識別するに至りました。この点について真摯に反省しており、当連結会計年度において上記のとおり再発防止策を整備し、運用の徹底に努めてまいりました。今後も長期的な視点を持ち、内部統制及びコンプライアンス意識の更なる向上に努め、信頼性ある財務報告を継続する経営管理基盤を強化してまいります。

【経営戦略上の課題】

当社グループは、新たな3ヶ年中期経営計画を策定し当連結会計年度よりスタートしております。新たな中期経営計画においては、前中期経営計画において未達成に終わった目標を引き継ぎ、安定成長軌道への回帰や、新たな企業価値の創出を目指します。また資本コストを意識し、ROE 5%超の達成に向けて、

以下のことを基本方針として、当社グループの発展と業績の向上に取り組んでまいります。

特に、海外案件における引当金計上が当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失の計上の主因となったことから、④におけるリスク管理等には一層の注力を図ってまいります。

① 既存事業の基盤強化と付加価値向上を図る。

当社グループは鉄道専門商社として、鉄道分野への販売を事業基盤としており、この事業基盤をさらに強化するため、既存仕入先との関係強化及び新規仕入先の開拓による商権・商材の拡充を行います。また、現場で現物を見て現実を知るという3現主義の実践によって販売先のニーズや課題を把握し、仕入先の協力を得ながら的確なソリューションを提案することで付加価値の向上を図り、持続的な成長に努めます。

② 成長発展が期待できる分野の選定と、人員配置の見直しにより、次世代を担う新事業を開拓する。

鉄道分野における事業領域の拡大を図るため、市場の動向を把握し、付加価値の高いサービスの提供や、JR各社以外の公営・民間鉄道事業者への営業活動に注力するとともに、検修設備・保線等車両周辺領域への深耕や、新たなビジネスモデルの創出により、車両周辺分野に並ぶ新たな収益源の開拓に努めます。

③ 一般セグメントの収益性を向上させ、投下リソースに見合う採算を確保できる体制を構築する。

鉄道分野以外の事業領域の拡大を図るため、人的リソースの適正配置と、新たな販売先や新たな商材の開拓・開発を進めるとともに、専任グループによる全国横断的な営業展開により、業務効率化・生産性の向上を図ります。

④ ODA鉄道インフラ整備案件への参画を通して、グローバル市場を開拓する。

ODAによる鉄道インフラ整備案件に注力し、海外パートナーとの連携や、従来海外の案件対応を行っていた部門に限らず、グループ内の各部門が連携して知見の向上や体制を強化するとともに、リスク管理を図りながら中長期的に商圏の拡大を目指します。

⑤ 長期的な社会課題と向き合い、人的資本への投資を通じてヤシマキザイグループの成長力を強化する。

鉄道を主とした社会インフラに関わる企業として、社会の持続可能性に配慮した経営を実践いたします。環境に配慮した製品やサービス提供をはじめとして環境問題に取り組み、同時に持続可能な成長のために不可欠な、人的資本への投資を行います。当社グループは事業の中核となる経営資源を「人」と考えております。そのため、生産性の向上に寄与するエンゲージメント強化に主眼をおいた、働きやすい制度及び環境の整備を実行することで成長力の強化を図ります。

⑥ ヤシマキザイグループとしての連携を強化し、信頼回復・向上を図る。

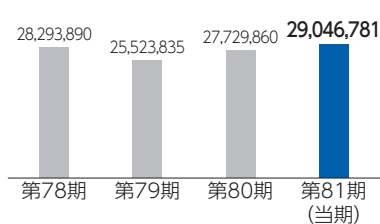
不適切な会計処理が発生したことに対する反省も込めて、改めて経営の公正性・透明性、迅速な意思決定の維持・向上を目的に、コーポレートガバナンスの強化を図るとともに、コンプライアンスを徹底し、果たすべき役割と社会的責任を常に自覚して、企業活動を推進することで信頼回復と信頼向上に努めます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

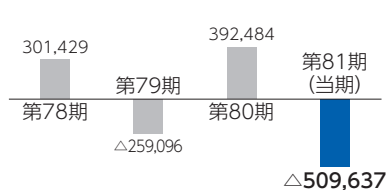
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	2021年度 第78期	2022年度 第79期	2023年度 第80期	2024年度 (当期)第81期
売 上 高 (千円)	28,293,890	25,523,835	27,729,860	29,046,781
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (千円)	301,429	△259,096	392,484	△509,637
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	105.97	△90.78	137.16	△177.73
総 資 産 (千円)	24,256,465	21,821,581	25,066,003	25,394,367
純 資 産 (千円)	9,341,462	9,165,095	9,779,252	9,364,065

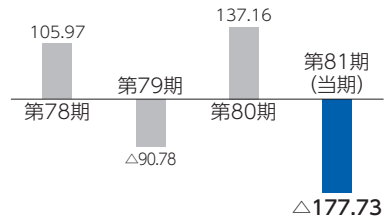
■ 売上高 (単位：千円)



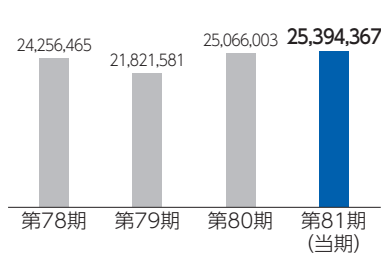
■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：千円)



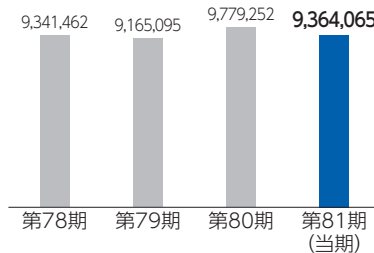
■ 1 株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：円)



■ 総資産 (単位：千円)



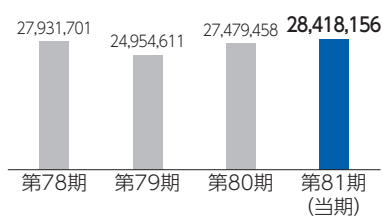
■ 純資産 (単位：千円)



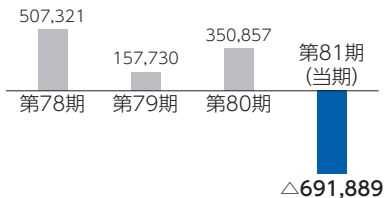
② 当社の財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	2021年度 第78期	2022年度 第79期	2023年度 第80期	2024年度 (当期)第81期
売 上 高 (千円)	27,931,701	24,954,611	27,479,458	28,418,156
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	507,321	157,730	350,857	△691,889
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	178.36	55.26	122.61	△241.28
総 資 産 (千円)	22,483,545	20,575,305	23,709,853	23,648,382
純 資 産 (千円)	7,937,028	8,084,629	8,602,758	7,890,353

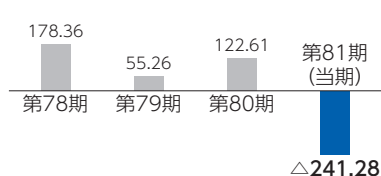
■ 売上高 (単位：千円)



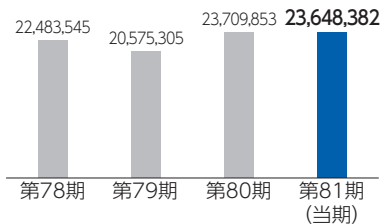
■ 当期純利益又は当期純損失(△) (単位：千円)



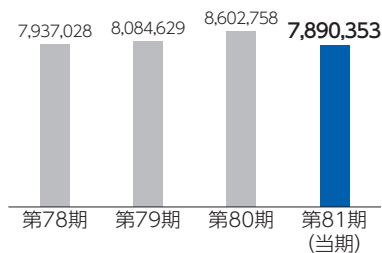
■ 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (単位：円)



■ 総資産 (単位：千円)



■ 純資産 (単位：千円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

(2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
亜西瑪(上海)貿易有限公司	1,000,000 米ドル	100 %	電子部品並びに各種機械・機材の販売及び輸出入
ヤシマ物流株式会社	40,000 千円	100 %	電気、電子及びコンピューターと周辺機器及び鉄道車両用部品の保管、管理、梱包、搬送業務

- ③ 持分法適用会社の状況

(2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
QUATRO YASHIMA PRIVATE LIMITED	10,000,000 インドルピー	50 %	鉄道向け信号システムの開発、製造、組立、修理、販売

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

セグメント	対 象 と す る 業 界	主 な 製 品
鉄 道 事 業	鉄道事業者、鉄道製品製造企業	鉄道用電気部品、車体・車載用品、システム、設備品、電子部品等
一 般 事 業	上記以外の企業	電子部品等

(8) 主要な事業所

① 当社 国内拠点

(2025年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
大阪支店	大阪府大阪市西区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
札幌営業所	北海道札幌市北区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
新潟営業所	新潟県新潟市中央区
水戸営業所	茨城県ひたちなか市
浜松営業所	静岡県浜松市中央区
広島営業所	広島県広島市南区
高松出張所	香川県高松市
九州営業所	福岡県福岡市博多区

海外拠点

(2025年3月31日現在)

名 称	所 在 地
デリー支店	インド グルグラム
ムンバイ支店	インド ムンバイ
ハノイ駐在員事務所	ベトナム ハノイ
ジャカルタ駐在員事務所	インドネシア ジャカルタ
マニラ駐在員事務所	フィリピン マニラ
ロンドン事務所	イギリス ロンドン

② 子会社

(2025年3月31日現在)

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
ヤシマ物流株式会社	生田事業所	神奈川県川崎市多摩区
亜西瑪(上海)貿易有限公司	分公司	中国上海市
	青島分公司	中国青島市
	深圳分公司	中国深圳市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

(2025年3月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
266名	16名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数には臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の従業員数

(2025年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
246名	17名増	43歳7ヶ月	14年11ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数には臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

当連結会計年度末において、金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 11,520,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,869,404株（自己株式 10,596株を除く。）
- (3) 株主数 840名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
管理信託(A031)受託者 株式会社S M B C信託銀行	900,000 株	31.36 %
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8221-623793	780,500 株	27.20 %
東京中小企業投資育成株式会社	199,000 株	6.93 %
ヤシマキザイ従業員持株会	136,688 株	4.76 %
株式会社みなと銀行	99,000 株	3.45 %
日本生命保険相互会社	95,000 株	3.31 %
コクサイエアロマリン株式会社	85,000 株	2.96 %
株式会社バンザイ	55,000 株	1.91 %
藤本興業株式会社	51,500 株	1.79 %
レシップホールディングス株式会社	30,000 株	1.04 %

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 上記の所有株式数のうち、管理信託(A031)受託者 株式会社SMBC信託銀行は、委託者兼受益者を佐藤厚氏、佐藤泰子氏、一般社団法人アカデミア・ヤシマ、関年子氏及び関正一郎氏とし、受託者を株式会社SMBC信託銀行とする、株式の管理を目的とする信託契約に係るものです。
3. 2024年7月18日付で佐藤厚氏及びその共同保有者より、共同して当該株式に係る議決権その他の権利を行使する契約を締結した旨の連絡を受けております。当該株主の保有株式数及び発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する保有株式数の割合は以下のとおりであります。
- 当該株主氏名 佐藤厚氏及びその共同保有者
保有株式等の数 900,000株
発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する保有株式数の割合 31.36%

4. 2024年12月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、GLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITED社が2024年12月12日現在で773,200株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2025年3月31日現在の実質保有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。
- 大量保有者 GLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITED
保有株式等の数 773,200株
株券等保有割合 26.85%

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

交 付 対 象 者	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	4,047株	6名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (4)取締役の報酬等の額」をご参照下さい。
2. 上記のほか、役付執行役員及び有期雇用契約を締結した執行役員2名に対して譲渡制限付株式報酬として、2024年8月14日付で普通株式762株を交付しています。
3. 監査等委員である取締役には交付しておりません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

（1）取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐 藤 厚	亜西瑪(上海)貿易有限公司 董事長
代表取締役 社長執行役員	高 田 一 昭	亜西瑪(上海)貿易有限公司 副董事長
取締役 副社長執行役員	関 正 一 郎	事業戦略全般統括
取締役 常務執行役員	阿 部 昌 宏	管理全般統括 亜西瑪(上海)貿易有限公司 董事
取締役 常務執行役員	下 川 雄 輔	営業推進全般統括 亜西瑪(上海)貿易有限公司 董事
取締 役員 執 行 役員	和 田 信 一 郎	大阪支店長
取締 役員 執 行 役員	鈴 木 祐 子	海外営業本部長
取締 役 (常勤監査等委員)	堀 越 秀 幸	亜西瑪(上海)貿易有限公司 監事 ヤシマ物流株式会社 監査役
取締 役 (監 査 等 委 員)	木 村 恵 子	安西法律事務所 弁護士 artience株式会社 社外取締役(監査等委員)
取締 役 (監 査 等 委 員)	澤 田 裕 美 子	澤田税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役のうち、木村恵子氏、澤田裕美子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役のうち、木村恵子氏、澤田裕美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 取締役(監査等委員)の木村恵子氏は、弁護士であり、企業法務等に関する相当程度の知見を有しているものであります。
4. 取締役(監査等委員)の澤田裕美子氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
5. 監査等委員の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役(監査等委員を除く。)及び使用人等からの情報収集並びに重要な社内会議での情報共有及び内部監査部門等との十分な連携を行うべく、取締役堀越秀幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員)は会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。

当社の取締役(監査等委員)の会社法第423条第1項の責任に基づく損害賠償責任については、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、上記責任限定契約の損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役(監査等委員含む。)及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して、損害賠償請求の提起を受けた場合に、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約にて補填することとしております。

ただし、被保険者の故意による背任行為や犯罪行為、詐欺行為(不作為を含む)、故意による法令違反、被保険者が法的な権利なく得た私的利益や便宜供与等に起因した損害等は補填されないなどの一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	94,874	77,250	8,500	9,124	8
取締役 (監査等委員)	18,000	18,000	—	—	3
(うち社外取締役)	(8,760)	(8,760)	(—)	(—)	(2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の支給人員及び支給額には、当事業年度中に退任した取締役(監査等委員を除く。)1名が含まれております。
3. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬の額は、2018年6月28日開催の第74回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は7名です。また、金銭報酬とは別枠で2020年6月26日開催の第76回定時株主総会において、非金銭報酬等の額として年額25百万円以内、株式数の上限を年20,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は7名です。
5. 取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、2018年6月28日開催の第74回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。
6. 取締役会は、代表取締役会長佐藤厚及び代表取締役社長執行役員高田一昭に対し、各取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役(監査等委員を除く。)の担当職務、各期の業績、貢献度等を勘案し評価を行うには代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、2021年3月15日開催の定時取締役会において、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に整合していることを確認しております。

取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

- 1) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、各取締役(監査等委員を除く。)の役割及び職責等の相応しい水準とすることを方針としております。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議のうえ、取締役会にて、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員へ一任し、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、担当職務、各期の業績、貢献度等を勘案し協議のうえ、決定しています。

各取締役(監査等委員を除く。)に対する報酬等を与える時期について、在任中に固定報酬を月例報酬及び年2回の賞与を付与、また金銭報酬債権の具体的な支給時期は、取締役会において決定しています。

- 2) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員を除く。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、固定報酬枠とは別枠で、取締役(監査等委員を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額25百万円以内としています。

また、各取締役(監査等委員を除く。)への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

取締役(監査等委員を除く。)は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内(当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。))又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役(監査等委員を除く。)に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定し、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役(監査等委員を除く。)との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結します。

(1) 譲渡制限期間

取締役(監査等委員を除く。)は、本割当契約により割当を受けた日より30年間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任時の取扱い

取締役(監査等委員を除く。)が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、取締役(監査等委員を除く。)が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役(監査等委員を除く。)が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

3) 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、基本報酬である固定報酬と当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的とした非金銭報酬で構成されており、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう、固定報酬と非金銭報酬のバランスを考慮し、割合を決定しています。

4) 取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、任意の報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に対し説明を行い、適切な助言を得た後に、取締役会にて、代表取締役会長佐藤厚及び代表取締役社長執行役員高田一昭に一任しています。委任した理由は、各取締役(監査等委員を除く。)の担当職務、各期の業績、貢献度等を勘案し評価を行うには代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、一任された代表取締役会長佐藤厚及び代表取締役社長執行役員高田一昭の間で、担当職務、各期の業績、貢献度等を勘案し協議のうえ、各取締役(監査等委員を除く。)の報酬を決定しています。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
特別な関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	木 村 恵 子	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会16回すべてに出席いたしました。 主に弁護士として培ってきた豊富な経験と高い見識に基づき、経営上に有用な指摘・意見を適宜述べるなど、当社経営への監督とアドバイスを行っており、社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	澤 田 裕 美 子	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会16回すべてに出席いたしました。 主に税理士として培ってきた豊富な経験と高い見識に基づき、経営上に有用な指摘・意見を適宜述べるなど、当社経営への監督とアドバイスを行っており、社外取締役として期待される役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	70百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算定根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行いました。
その結果、これらについて適切であると判断しましたので、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である亜西瑪(上海)貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(4) 責任限定契約の締結の有無

当社は、会計監査人との間で会社法第427条第1項に基づく、責任限定契約を締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の業務の執行について、以下に該当しその必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会の目的とすることを取締役会に対して請求いたします。

1. 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
2. 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
3. その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合等

6. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

「1.内部統制システムの整備」

当社の内部統制システムに関しましては、法令及び定款の遵守と業務の適正性、効率性を確保するため、内部統制システムに関する基本方針を定めております。この方針に基づく内部統制システムの運用を徹底し、さらに必要に応じて整備、改善していき、一層実効性のある運用に努めてまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役、従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行することは、社会の一員として最も大切なことであることと認識し、一人ひとりが誠実に業務を遂行する体制を構築しております。
 - (2) 当社グループ全体に法令遵守を浸透、徹底させるため、「コンプライアンス規程」を定め、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会(委員長：当社代表取締役社長執行役員)を開催しております。これにより、各種法令、当社グループ経営理念、諸規程及び企業倫理等を各部門が徹底して遵守する体制を構築、推進しております。
 - (3) 内部通報制度規程を定め、その適切な運用により、通報者が不利益にならないように保護するとともに、違法行為等について抑制、未然防止、早期発見並びに早期解決を図り、企業の透明性を構築しております。
 - (4) 当社グループは、反社会的勢力を認めず、一切の関係を持ちません。反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした対応をいたします。
反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談して対応いたします。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び監査等委員は、株主総会議事録、取締役会議事録その他の重要な意思決定に関する文書等(電磁的記録を含む。以下同じ。)について、法令及び社内規程に基づき、保存及び管理を行います。これらの文書等は、取締役及び監査等委員が必要に応じて閲覧できるものとしております。

3. 当社グループの損失の危機に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」等を定め、その抱えるリスクを常に注視するとともに、定期的に開催するコンプライアンス・リスク管理委員会等を通じてその対応について決定及び指導を行います。

また、当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会において、必要に応じて当社グループの関連部署に出席を求め、リスクの状況を報告させております。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループは、職務分掌を定め、各業務執行取締役が責任をもって担当する領域を明確にいたします。当社グループは、グループ中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定めて責任をもって遂行します。
当社グループは、取締役会を定期的に開催します。また、経営効率を向上させるため、当社の役付取締役で構成される経営会議を毎月開催し、業務執行に係る基本的な事項及び重要事項を協議します。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社の経営については自主性を尊重しつつ、事業状況の定期的な報告を受け、重要案件についての承認を行います。また、連結財務諸表の正確性、適正性を確保するため、内部統制システムを整備し、適切に運用しております。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査等委員会からの要請があった場合には、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置します。
7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前項に基づき配置された使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査等委員会の同意を要するものとしております。
8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
上記6.に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査等委員会の指揮・命令に従い、監査等委員の監査に必要な調査を行う権限を有します。
9. 当社の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行います。
 - (2) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに著しく損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、又はその報告を受けたときは、直ちに監査等委員会に報告します。
 - (3) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員等は、監査等委員会が当社グループの業務及び財産の状況について報告を求めた場合は、迅速かつ確に対応します。
 - (4) 監査等委員会は、内部監査室と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図ります。
 - (5) 社内の通報窓口及び相談窓口である総務部は、当社グループにおける内部通報等の状況について、定期的に監査等委員会に報告します。

10. 当社の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員等は、監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとし、その旨を当社の取締役及び従業員、並びにグループ各社の取締役、監査役及び従業員に周知徹底します。

11. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の取り扱いに関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員の職務執行について発生する費用は、監査等委員の請求により当社が負担します。
- (2) 監査等委員会は、当社グループの会計監査人や内部監査室からの監査内容について定期的に報告を受け、連携を図ります。

〔2.リスク管理体制の整備状況〕

当社のリスク管理体制につきましては、様々なリスクを網羅的、一元的に把握、収集することで、リスクの洗い出し、評価、予防を行い、また、リスクが顕著化した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し当社の企業価値を保全すること、法令を遵守することを目的に「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス・リスク管理委員会により統制を図っております。

〔3.内部監査及び監査等委員会の状況〕

内部監査につきましては、社長執行役員直轄の独立した内部監査室を設置し、内部監査室員が年度監査計画に基づき、当社グループの本社、支店等の各部署において社内規程の遵守状況、業務活動全般、手続等の妥当性について定期的に業務監査を実施し、内部統制の充実に努めております。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、月1回又は臨時で、監査等委員会を開催し、監査等に関する所定の事項について報告、協議又は決議を行っております。加えて、補助使用人を配置した場合には、監査等委員の指示、業務の分担等により機能的に運営を行っております。

監査等委員は、取締役会及び必要に応じて重要な会議に出席するほか、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの報告、聴取等を行っております。また、監査等委員は、内部監査室並びに会計監査人と必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行を十分に監視し、会社業務の適法性、妥当性の確保に万全を期しております。

2.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 当社及び当社子会社の取締役、従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
 - (1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員等は、業務遂行にあたり、社会的責任を深く自覚し、関係法令・定款・会社規程を遵守するとともに、社会倫理に適合した行動をすべく、「コンプライアンス行動原則」を定め、社内イントラネットへ掲示し、周知徹底を図るとともにコンプライアンス意識の啓発に努めております。
 - (2) コンプライアンス・リスク管理委員会(委員長：当社代表取締役社長執行役員)を定期的に開催し、当社及び当社子会社のコンプライアンス活動の進捗状況を確認・審議し、コンプライアンス諸施策の向上を期しております。

- (3) 内部通報制度については、「内部通報制度規程」に基づき、当社及び当社子会社を含めた社内通報窓口と社外通報窓口(指定弁護士事務所)を設置し、通報者が利用しやすい環境を整え、通報案件に適切に対応するとともに、通報者の保護にも特段の配慮をしております。
 - (4) 当社及び当社子会社は、「コンプライアンス行動原則」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を持たない体制をとっておりますが、反社会的勢力との接触が生じた場合には、直ちに所轄の警察署の指導、顧問弁護士への相談等を受け、毅然たる態度で要求を拒否することとしております。なお、当事業年度においては、該当事案は発生していません。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会、経営会議等取締役が出席した重要会議に関する資料及び議事録、取締役が職務執行に関して決裁した稟議書等の各種文書について、「文書管理規程」に基づき、総務部にて安全かつ適切に保存及び管理しております。
3. 当社グループの損失の危機に関する規程その他の体制
- リスク管理を適切に行うために、「リスク管理規程」及び「経営危機対応規程」を制定し、定期的を開催するコンプライアンス・リスク管理委員会(委員長：当社代表取締役社長執行役員)にて、対応すべきリスクの抽出、対策、効果の確認を検証しております。
4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社及び当社子会社は、それぞれ定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の定期的な業務執行状況の報告等を通じて、相互に取締役の職務執行を監督しております。
 - (2) 当社グループは、2024年5月の取締役会において、中期経営計画(2024年度～2026年度)を決定いたしました。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社から各当社子会社に対し取締役及び監査役を派遣し、適正な業務執行を監督するとともに、当社内部監査室による内部監査の実施、当社子会社との定例会議の開催、当社主催のコンプライアンス教育・研修会開催等を実施しております。
 - (2) 当社取締役会や経営会議及び当社子会社との定例会議等にて定期的に報告を受け、その他重要事項があった場合は、当該子会社の社長が当社代表取締役社長執行役員並びに関係取締役へ都度報告しております。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 該当事項はありません。
7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 該当事項はありません。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
該当事項はありません。

9. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役会において、代表取締役及び業務執行取締役は、随時その担当する業務執行の報告を行うとともに、監査等委員会からその職務の執行に係る報告を求められた場合は、関係部門より随時報告しております。

また、当社グループにおける内部通報等の運用状況について、定期的に監査等委員会に報告しております。

10. 当社の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

当社は、当社子会社も含めた取締役、執行役員、従業員等が、当社の監査等委員会に報告を行ったことにより、不利益な取り扱いを行うことを禁止しており、万が一そのような事象が発見された場合は、直ちにその行為を中止させるとともに、不当行為当事者へは、就業規則に従い懲戒処分をすることとしております。

11. 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の取り扱いに関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員の職務執行について発生する費用については、監査等委員の請求により当社が負担しております。

また、監査等委員は取締役会に出席し、業務執行取締役等出席者から必要な情報を受けております。

- (2) 監査等委員会及び監査等委員は、会計監査人及び内部監査室から監査内容について、定期的に報告を受け、連携を図っております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、安全性、企業体質の強化を考慮しつつ、安定的な配当の継続維持を目指してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、普通配当1株当たり25円とすることを2025年5月15日開催の定時取締役会において決議いたしました。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               |
|------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>21,796,823</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 9,571,185         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産         | 5,847,651         |
| 営 業 未 収 入 金            | 808,773           |
| 電 子 記 録 債 権            | 1,114,926         |
| 有 価 証 券                | 2,000,000         |
| 棚 卸 資 産                | 1,702,136         |
| 未 収 入 金                | 140,918           |
| そ の 他                  | 734,084           |
| 貸 倒 引 当 金              | △122,853          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>3,597,544</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>33,250</b>     |
| 建 物                    | 12,168            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 1,703             |
| リ ー ス 資 産              | 12,971            |
| そ の 他                  | 6,406             |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>53,932</b>     |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 53,932            |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,510,361</b>  |
| 投 資 有 価 証 券            | 2,128,210         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 202,059           |
| 長 期 未 収 入 金            | 333,172           |
| そ の 他                  | 1,282,869         |
| 貸 倒 引 当 金              | △435,950          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>25,394,367</b> |

| 科 目                          | 金 額               |
|------------------------------|-------------------|
| <b>(負 債 の 部)</b>             |                   |
| <b>流 動 負 債</b>               | <b>14,439,074</b> |
| 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 10,978,021        |
| 営 業 未 払 金                    | 1,116,004         |
| 電 子 記 録 債 務                  | 1,007,604         |
| 未 払 法 人 税 等                  | 18,688            |
| 契 約 負 債                      | 487,753           |
| リ ー ス 債 務                    | 8,126             |
| 賞 与 引 当 金                    | 246,051           |
| 受 注 損 失 引 当 金                | 362,331           |
| そ の 他                        | 214,493           |
| <b>固 定 負 債</b>               | <b>1,591,227</b>  |
| 繰 延 税 金 負 債                  | 171,390           |
| 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 826,512           |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金            | 138,412           |
| 債 務 保 証 損 失 引 当 金            | 385,000           |
| 資 産 除 去 債 務                  | 40,868            |
| リ ー ス 債 務                    | 8,921             |
| そ の 他                        | 20,122            |
| <b>負 債 合 計</b>               | <b>16,030,301</b> |
| <b>(純 資 産 の 部)</b>           |                   |
| <b>株 主 資 本</b>               | <b>8,294,230</b>  |
| 資 本 金                        | 99,900            |
| 資 本 剰 余 金                    | 755,479           |
| 利 益 剰 余 金                    | 7,441,080         |
| 自 己 株 式                      | △2,228            |
| <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>1,069,834</b>  |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 652,746           |
| 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 417,088           |
| <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>9,364,065</b>  |
| <b>負債・純資産合計</b>              | <b>25,394,367</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             |          | 金 額        |
|-----------------|----------|------------|
| 売上高             |          | 29,046,781 |
| 売上原価            |          | 25,414,451 |
| 売上総利益           |          | 3,632,329  |
| 販売費及び一般管理費      |          | 3,676,342  |
| 営業外損益           |          | 44,012     |
| 受取利息            | 9,043    |            |
| 受取配当金           | 43,583   |            |
| 賃貸料収入           | 56,947   |            |
| 受取出向料           | 58,328   |            |
| その他の            | 21,965   | 189,868    |
| 営業外費用           |          |            |
| 支払利息            | 18       |            |
| 持分法による投資損失      | 771      |            |
| 貸倒引当金繰入額        | 226,081  |            |
| 債務保証損失引当金繰入額    | 385,000  |            |
| 賃貸原価            | 13,698   |            |
| 為替差損            | 14,832   |            |
| その他の            | 17,423   | 657,826    |
| 経常損失            |          | 511,970    |
| 特別利益            |          |            |
| 貸倒引当金戻入額        | 67,360   | 67,360     |
| 特別損失            |          |            |
| 減損損失            | 43,460   | 43,460     |
| 税金等調整前当期純損失     |          | 488,070    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 143,771  |            |
| 法人税等調整額         | △122,204 | 21,566     |
| 当期純損失           |          | 509,637    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |          | 509,637    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株主資本   |         |           |        |           |
|--------------------------|--------|---------|-----------|--------|-----------|
|                          | 資本金    | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式   | 株主資本合計    |
| 当期首残高                    | 99,900 | 746,401 | 8,022,332 | △3,240 | 8,865,393 |
| 当期変動額                    |        |         |           |        |           |
| 剰余金の配当                   |        |         | △71,614   |        | △71,614   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)  |        |         | △509,637  |        | △509,637  |
| 自己株式の処分                  |        | 9,077   |           | 1,011  | 10,089    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |        |         |           |        |           |
| 当期変動額合計                  | －      | 9,077   | △581,252  | 1,011  | △571,162  |
| 当期末残高                    | 99,900 | 755,479 | 7,441,080 | △2,228 | 8,294,230 |

|                          | その他の包括利益累計額          |              |                       | 純資産合計     |
|--------------------------|----------------------|--------------|-----------------------|-----------|
|                          | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |           |
| 当期首残高                    | 611,736              | 302,122      | 913,859               | 9,779,252 |
| 当期変動額                    |                      |              |                       |           |
| 剰余金の配当                   |                      |              |                       | △71,614   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)  |                      |              |                       | △509,637  |
| 自己株式の処分                  |                      |              |                       | 10,089    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) | 41,009               | 114,965      | 155,975               | 155,975   |
| 当期変動額合計                  | 41,009               | 114,965      | 155,975               | △415,187  |
| 当期末残高                    | 652,746              | 417,088      | 1,069,834             | 9,364,065 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               |
|------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>19,959,732</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 8,633,774         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産         | 5,422,082         |
| 営 業 未 収 入 金            | 808,773           |
| 電 子 記 録 債 権            | 900,311           |
| 有 価 証 券                | 2,000,000         |
| 棚 卸 資 産                | 1,462,537         |
| 前 渡 金                  | 353,543           |
| 前 払 費 用                | 79,620            |
| そ の 他                  | 303,160           |
| 貸 倒 引 当 金              | △4,071            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>3,688,649</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>20,747</b>     |
| 建 物                    | 8,474             |
| 機 械 及 び 装 置            | 1,703             |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 4,513             |
| リ ー ス 資 産              | 6,055             |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>52,033</b>     |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 52,033            |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,615,868</b>  |
| 投 資 有 価 証 券            | 2,128,210         |
| 関 係 会 社 株 式            | 40,000            |
| 関 係 会 社 出 資 金          | 91,382            |
| 出 資 金                  | 84                |
| 長 期 貸 付 金              | 87,500            |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 14,828            |
| 長 期 前 払 費 用            | 1,130             |
| 繰 延 税 金 資 産            | 184,194           |
| 長 期 未 収 入 金            | 141,181           |
| そ の 他                  | 1,171,315         |
| 貸 倒 引 当 金              | △243,959          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>23,648,382</b> |

| 科 目                     | 金 額               |
|-------------------------|-------------------|
| <b>(負 債 の 部)</b>        |                   |
| <b>流 動 負 債</b>          | <b>14,360,713</b> |
| 買 掛 金                   | 10,931,174        |
| 営 業 未 払 金               | 1,116,004         |
| 電 子 記 録 債 務 金           | 1,007,604         |
| 未 払 金                   | 204,339           |
| 未 払 法 人 税 等             | 9,286             |
| 契 約 負 債                 | 474,283           |
| リ ー ス 債 務 金             | 4,009             |
| 預 り                     | 11,471            |
| 賞 与 引 当 金               | 240,208           |
| 受 注 損 失 引 当 金           | 362,331           |
| <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,397,315</b>  |
| 退 職 給 付 引 当 金           | 806,453           |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 138,412           |
| 債 務 保 証 損 失 引 当 金       | 385,000           |
| 資 産 除 去 債 務             | 40,868            |
| リ ー ス 債 務               | 6,460             |
| そ の 他                   | 20,122            |
| <b>負 債 合 計</b>          | <b>15,758,029</b> |
| <b>(純 資 産 の 部)</b>      |                   |
| <b>株 主 資 本</b>          | <b>7,237,606</b>  |
| 資 本 金                   | 99,900            |
| 資 本 剰 余 金               | 755,479           |
| そ の 他 資 本 剰 余 金         | 755,479           |
| 利 益 剰 余 金               | 6,384,455         |
| 利 益 準 備 金               | 24,975            |
| そ の 他 利 益 剰 余 金         | 6,359,480         |
| 別 途 積 立 金               | 6,300,000         |
| 繰 越 利 益 剰 余 金           | 59,480            |
| <b>自 己 株 式</b>          | <b>△2,228</b>     |
| 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 652,746           |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 652,746           |
| <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>7,890,353</b>  |
| <b>負債・純資産合計</b>         | <b>23,648,382</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額      |            |
|--------------|----------|------------|
| 売上高          |          | 28,418,156 |
| 売上原価         |          | 25,035,838 |
| 売上総利益        |          | 3,382,318  |
| 販売費及び一般管理費   |          | 3,594,428  |
| 営業損失         |          | 212,109    |
| 営業外収益        |          |            |
| 受取利息         | 3,966    |            |
| 受取配当金        | 45,342   |            |
| 賃貸料収入        | 56,947   |            |
| 受取出向料        | 68,620   |            |
| その他の         | 17,419   | 192,296    |
| 営業外費用        |          |            |
| 支払利息         | 18       |            |
| 賃貸原価         | 13,698   |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 226,081  |            |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 385,000  |            |
| 為替差損         | 15,635   |            |
| その他の         | 16,999   | 657,433    |
| 経常損失         |          | 677,247    |
| 特別損失         |          |            |
| 減損損失         | 43,460   | 43,460     |
| 税引前当期純損失     |          | 720,708    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 133,944  |            |
| 法人税等調整額      | △162,762 | △28,818    |
| 当期純損失        |          | 691,889    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

|                         | 株主資本   |              |        |           |             |             |        |            |
|-------------------------|--------|--------------|--------|-----------|-------------|-------------|--------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金        | 利益剰余金  |           |             |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | その他資本<br>剰余金 | 利益準備金  | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
|                         |        |              |        | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |        |            |
| 当期首残高                   | 99,900 | 746,401      | 24,975 | 6,300,000 | 822,984     | 7,147,959   | △3,240 | 7,991,021  |
| 当期変動額                   |        |              |        |           |             |             |        |            |
| 剰余金の配当                  |        |              |        |           | △71,614     | △71,614     |        | △71,614    |
| 当期純損失（△）                |        |              |        |           | △691,889    | △691,889    |        | △691,889   |
| 自己株式の処分                 |        | 9,077        |        |           |             |             | 1,011  | 10,089     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |        |              |        |           |             |             |        |            |
| 当期変動額合計                 | －      | 9,077        | －      | －         | △763,503    | △763,503    | 1,011  | △753,414   |
| 当期末残高                   | 99,900 | 755,479      | 24,975 | 6,300,000 | 59,480      | 6,384,455   | △2,228 | 7,237,606  |

|                     | 評価・換算差額等     | 純資産合計     |
|---------------------|--------------|-----------|
|                     | その他有価証券評価差額金 |           |
| 当期首残高               | 611,736      | 8,602,758 |
| 当期変動額               |              |           |
| 剰余金の配当              |              | △71,614   |
| 当期純損失（△）            |              | △691,889  |
| 自己株式の処分             |              | 10,089    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 41,009       | 41,009    |
| 当期変動額合計             | 41,009       | △712,404  |
| 当期末残高               | 652,746      | 7,890,353 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社ヤシマキザイ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野田 智也指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村山 拓

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤシマキザイの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤシマキザイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社ヤシマキザイ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野田 智也指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村山 拓

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤシマキザイの2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告1.企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題に記載の当社における課題ならびに連結子会社（ヤシマ上海）における課題への再発防止策の整備・運用状況について、内部監査部門及び取締役会等から随時報告を受けるとともに、監査等委員会で協議を重ねました。また、当社の内部統制システムの確認を実施し、内部監査部門及び会計監査人と財務報告に係る内部統制について意見交換を行いました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

株式会社ヤシマキザイ 監査等委員会

監査等委員 堀 越 秀 幸 ㊞

監査等委員 木 村 恵 子 ㊞

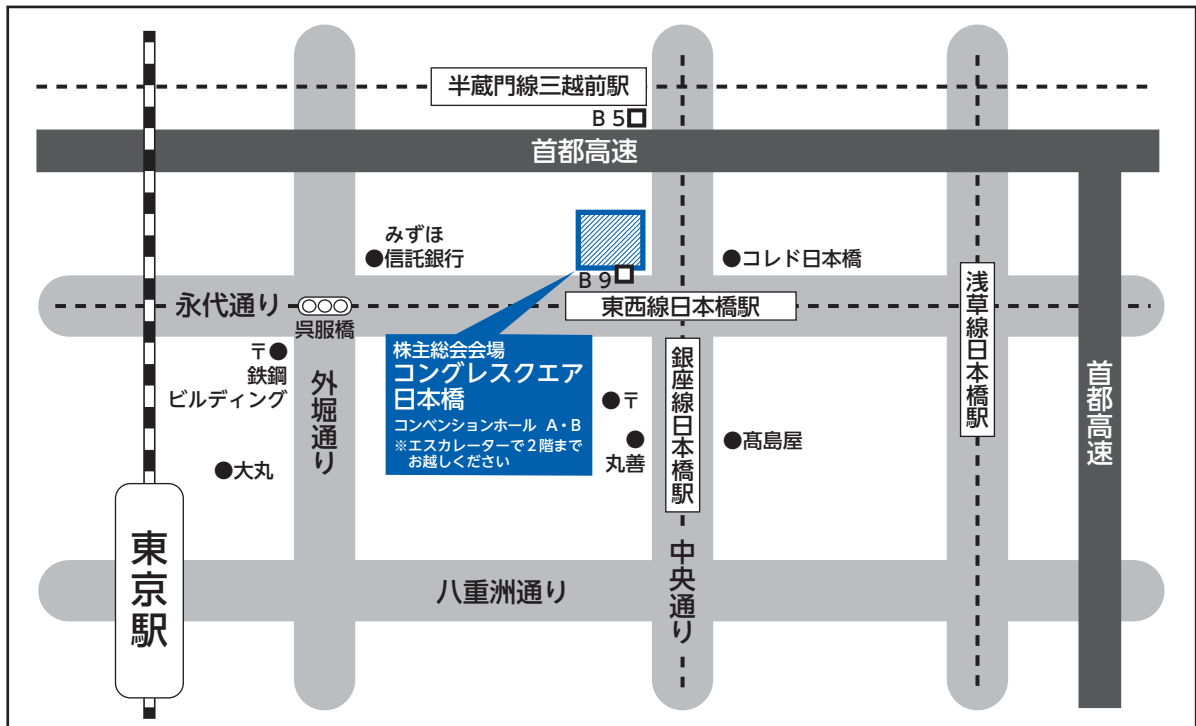
監査等委員 澤 田 裕 美 子 ㊞

(注) 監査等委員 木村恵子及び同 澤田裕美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋一丁目3番13号  
東京建物日本橋ビル2階  
コングレスクエア日本橋 コンベンションホール A・B



### <交通のご案内>

「日本橋駅」B9出口 直結(東京メトロ東西線・東京メトロ銀座線・都営浅草線)

「三越前駅」B5出口 徒歩約3分(東京メトロ半蔵門線)

「東京駅」八重洲北口 徒歩約10分 日本橋口 徒歩約5分(JR線)

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

電子提供措置の開始日2025年6月5日

第81回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

連 結 注 記 表  
個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社ヤシマキザイ

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数            2 社

連結子会社の名称

亜西瑪(上海)貿易有限公司、ヤシマ物流株式会社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数    1 社

主要な会社等の名称

関連会社

QUATRO YASHIMA PRIVATE LIMITED

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、亜西瑪(上海)貿易有限公司は決算日が12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品、原材料…主として個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

機械装置及び運搬具 2年～10年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

なお、主なリース期間は5年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、事業年度末時点で将来の損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対して支給する退職慰労金の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 商品の販売

当社グループの鉄道事業においては、鉄道車両製品を主な商材として、鉄道事業者及び鉄道関連メーカー等を対象に、鉄道車両用電気用品、同車体用品等を販売しております。また、一般事業においては、産業機器メーカーや電力用機器メーカー、自動車業界メーカー等と多岐にわたって、コネクタや電子部品を販売しております。

このような商品の販売契約については、検収により、顧客に該当商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

② 修理補修・保守等その他のサービス

当社グループにおける鉄道事業又は一般事業においては、顧客との契約に基づき、修理修繕、保守、試験、据付等その他のサービスの提供を行っております。

これらのサービスのうち、契約期間の定めがあるものについては、当該期間の経過に応じて契約における義務が履行され顧客が便益を享受すると考えられるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

契約期間の定めのないものについては、契約に定められたサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客が検収した時点で収益を認識しており

ます。

顧客仕様に基づく工事請負契約などに係る履行義務については、工事等の進捗につれて履行義務が充足されると判断していることから、一定の期間にわたり履行義務が充足する取引と判断しております。履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しており、進捗度の測定は、各期末までに発生した原価が、予想される原価総額に占める割合に基づいて行っております。ただし、工期がごく短い一部の取引に関しては、完全に履行義務を充足した時点で当該収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合は、代理人取引として顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、取引価格の一部には、将来の値引き等の変動対価を含んでおります。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な戻し入れが生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。

#### (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### ① 退職給付に係る会計処理

従業員の退職給付に充てるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用していましたが、2010年11月に適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度に移行しております。

##### ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、各社の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 貸倒引当金の計上に係る見積り

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 貸倒引当金(固定) | 435,950千円 |
|-----------|-----------|

- (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

- ① 貸倒引当金に係る算出方法の概要

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 会計上の見積りに用いた主要な仮定

貸倒懸念債権等の回収可能性については、顧客の信用リスクに仮定をおいて見積りを行っております。当該見積りには、過去の一定期間の貸倒実績、顧客の属性及び延滞状況等の変化や債権譲渡契約の内容を総合的に評価し、将来の貸倒損失の見積りに反映しております。

- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

貸倒引当金の見積りにあたっては、入手可能な情報をもとに慎重に検討の上、計上しております。しかしながら、個別の取引先の財政状態の変化及び回収状況などにより、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の金額に影響を与える可能性があります。

### 債務保証損失引当金の計上に係る見積り

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 債務保証損失引当金 | 385,000千円 |
|-----------|-----------|

- (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

- ① 債務保証損失引当金に係る算出方法の概要

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

② 会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社のインド市場でのパートナー企業であるRENMAKCH India Private Limited (以下、レンマック社) に対する回収可能性の見積りの基礎となる主要な仮定は以下の通りです。

当社は、今後のODA案件参画に向けた実績案件の受注を手掛ける際に、レンマック社に対しスタンバイLCを発行することにより資金調達支援を行っております。

レンマック社の案件の受注及び履行状況、財務状況等について注視をしており、当連結会計年度末におけるスタンバイLC発行による債務保証額は385,000千円となっております。

そのような中、レンマック社が保有している売掛債権について長期にわたり回収されていない取引先があることから、当社はレンマック社から資金面での追加支援要請を受け、レンマック社に対し運転資金として87百万円（50百万インドルピー）の貸付を実施いたしました。当社がレンマック社に対して有する債権の回収可能性について検討したところ、レンマック社が再度資金繰りに懸念を生じる可能性があることを勘案し、制度会計上保守的に見た場合はその全額について引当金を見積ることが妥当であると判断しました。よって貸倒引当金87百万円（50百万インドルピー）の他、債務保証損失引当金385,000千円を計上しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

債務保証損失引当金の見積りにあたっては、入手可能な情報をもとに慎重に検討の上、計上しております。しかしながら、個別の取引先の財政状態の変化及び回収状況などにより、翌連結会計年度の連結計算書類において、債務保証損失引当金の金額に影響を与える可能性があります。

## 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 棚卸資産の内訳

棚卸資産の内訳については、以下のとおりであります。

|   |   |   |             |
|---|---|---|-------------|
| 商 |   | 品 | 1,520,975千円 |
| 仕 | 掛 | 品 | 80,829千円    |
| 原 | 材 | 料 | 100,332千円   |
| 計 |   |   | 1,702,136千円 |

### 2. 担保資産

#### (1) 担保に供している資産

|   |   |   |   |           |   |           |
|---|---|---|---|-----------|---|-----------|
| 現 |   |   | 金 | 102,000千円 |   |           |
| 定 | 期 | 預 | 金 | 100,000千円 |   |           |
| 投 | 資 | 有 | 価 | 証         | 券 | 8,000千円   |
| 計 |   |   |   |           |   | 210,000千円 |

#### (2) 担保に係る債務

|   |   |   |   |   |             |           |
|---|---|---|---|---|-------------|-----------|
| 買 |   | 掛 |   | 金 | 8,606,149千円 |           |
| 営 | 業 | 未 | 払 | 金 | 1,063,039千円 |           |
| 電 | 子 | 記 | 録 | 債 | 務           | 101,047千円 |
| 計 |   |   |   |   | 9,770,236千円 |           |

### 3. 資産から直接控除した減価償却累計額

|        |           |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 168,578千円 |
|--------|-----------|

### 4. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

|   |   |   |   |             |
|---|---|---|---|-------------|
| 受 | 取 | 手 | 形 | 59,166千円    |
| 売 |   | 掛 | 金 | 5,481,133千円 |
| 契 | 約 | 資 | 産 | 307,351千円   |
| 計 |   |   |   | 5,847,651千円 |

## 連結損益計算書に関する注記

### 貸倒引当金繰入額、債務保証損失引当金繰入額

当連結会計期間において、持分法適用会社であるQuatro Yashima Private Limited（以下、QYPL社）の借入金に対する債務保証の履行額として138,655千円を支出いたしました。これを受けて、当連結会計年度において、履行額と同額のQYPL社に対する未収入金を計上しております。当該未収入金について回収可能性を見積もった結果、貸倒引当金繰入額141,181千円を営業外費用に計上することといたしました。

また、当社におけるインド市場でのパートナー企業であるRENMAKCH India Private Limited（以下、レンマック社）に対し、インド地下鉄向け案件等、今後のODA案件参画に向けた実績となる案件を受注し手掛ける際に、当社はスタンバイLCを発行してその資金調達を支援しており、2025年3月期期末日時点でレンマック社に対するスタンバイLC発行による債務保証額は220百万インドルピーとなっております。

当社は、レンマック社に対するファイナンス面での支援に際して、案件の受注及び履行状況、財務状況等について注視を継続してまいりました。その中で、レンマック社のキャッシュ・フローが悪化しており資金面での追加支援要請を受けたことから、詳細を確認したところ、インド州政府傘下の各鉄道事業者等に対する多額の売掛債権を保有しているものの、それが長期にわたって回収されておらず、当社の追加支援が無ければレンマック社の案件履行に支障をきたす懸念があると判断したことから、運転資金の貸付を実施いたしました。その貸付残高は2025年3月末時点で50百万インドルピーであります。当社のレンマック社に対する債権の回収可能性について検討したところ、入金期日の計画は提示されているものの、回収遅延が長期にわたっている取引先もあり、再度、資金繰りに懸念が生じる可能性を勘案して、当社がレンマック社に対して有する貸付債権全額及びスタンバイLCによる債務保証について、制度会計上保守的に見た場合はその全額について引当金を見積ることが妥当であると判断いたしました。その結果、レンマック社に対する貸付債権に対して貸倒引当金繰入額87百万円（50百万インドルピー）、スタンバイLCによる債務保証に対して債務保証損失引当金繰入額385百万円（220百万インドルピー）を営業外費用として計上いたしました。

### 貸倒引当金戻入額

中国の連結子会社である亜西瑪（上海）貿易有限公司（以下、「ヤシマ上海」）における2023年3月期の不正調査の過程において、仕入先と得意先が実質的に一体である取引が判明し、取引の実在性に疑義のある取引を識別しました。しかし、得意先の協力が十分得られず、取引の実在性を十分に確認することができませんでした。そのため、当社は当該取引を不適切な取引であると認識し、売上取引を取り消すとともに、ヤシマ上海における仕入先と得意先とは2023年6月に取引を停止しました。

当該商流におけるヤシマ上海の2023年6月までの支払額から入金額を控除した金額を正味支出額とし、回収可能性が確実と認められる金額以外については貸倒引当金を計上しております。

得意先に対しては、債権回収期限の猶予を与え資金繰り負担を軽減することにより事業の継続を支援し、正味支出額の全額回収を目指すこととしました。

その結果、監査報告書提出日までの正味回収額67,360千円を戻入れしております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 2,880,000株

### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 10,596株

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------|--------------|----------------|----------------|
| 2024年5月15日<br>定時取締役会 | 普通株式  | 71,614千円 | 25.0円        | 2024年<br>3月31日 | 2024年<br>6月13日 |

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資       | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------------|----------|--------------|----------------|----------------|
| 2025年5月15日<br>定時取締役会 | 普通株式  | 繰越利益<br>剰余金 | 71,735千円 | 25.0円        | 2025年<br>3月31日 | 2025年<br>6月13日 |

### 4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数 該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備資金については基本的に自己資金を充当することとしております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、営業未収入金、電子記録債権並びに長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、営業未払金、電子記録債務並びに未払法人税等は、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されています。

##### ② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況又は取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち27.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

|            | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------|--------------------|------------|------------|
| 投資有価証券     |                    |            |            |
| その他有価証券    | 1,779,386          | 1,779,386  | —          |
| 長期未収入金     | 333,172            |            |            |
| 貸倒引当金 (注3) | △333,172           |            |            |
|            | —                  | —          | —          |

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「営業未収入金」、「電子記録債権」、「有価証券」、「支払手形及び買掛金」、「営業未払金」、「電子記録債務」、「未払金」、「未払法人税等」、「契約負債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

| 区 分    | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式等 | 348,823    |

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 長期未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 時価        |      |      |           |
|---------|-----------|------|------|-----------|
|         | レベル1      | レベル2 | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券  |           |      |      |           |
| その他有価証券 |           |      |      |           |
| 株式      | 1,779,386 | —    | —    | 1,779,386 |
| 資産計     | 1,779,386 | —    | —    | 1,779,386 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

**収益認識に関する注記**

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント    |           |            | その他 | 合計         |
|---------------|------------|-----------|------------|-----|------------|
|               | 鉄道事業       | 一般事業      | 計          |     |            |
| 売上高           |            |           |            |     |            |
| J R 各社        | 12,511,764 | —         | 12,511,764 | —   | 12,511,764 |
| J R 関連会社      | 3,635,159  | —         | 3,635,159  | —   | 3,635,159  |
| 公営・民間鉄道事業者    | 1,503,164  | —         | 1,503,164  | —   | 1,503,164  |
| 鉄道車両メーカー等     | 8,955,584  | —         | 8,955,584  | —   | 8,955,584  |
| 産業機器メーカー      | —          | 622,650   | 622,650    | —   | 622,650    |
| その他           | —          | 1,818,458 | 1,818,458  | —   | 1,818,458  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 26,605,672 | 2,441,108 | 29,046,781 | —   | 29,046,781 |
| その他の収益        | —          | —         | —          | —   | —          |
| 外部顧客への売上高     | 26,605,672 | 2,441,108 | 29,046,781 | —   | 29,046,781 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報  
契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度   |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 8,022,596 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 7,464,000 |
| 契約資産（期首残高）          | 3,318     |
| 契約資産（期末残高）          | 307,351   |
| 契約負債（期首残高）          | 160,517   |
| 契約負債（期末残高）          | 485,734   |

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、134,137千円であります。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度における残存履行義務に配分された取引価格の総額は25,186,340千円であり、最長で7年以内に収益として認識されると見込んでおります。当該履行義務は、主に物品の販売によるものであり、期末日後1年以内に約76%、2年以内に約16%、3年以内に約5%、残りの3%が4年から7年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 3,263円42銭 |
| 1 株当たり当期純損失 | 177円73銭   |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のも … 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 … 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品、原材料 … 主として個別法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年～15年

機械及び装置 10年

工具、器具及び備品 2年～20年

##### (2) 無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ..... リース期間定額法  
なお、主なリース期間は5年であります。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金 ..... 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金 ..... 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 受 注 損 失 引 当 金 ..... 受注契約に係る将来の損失に備えるため、事業年度末時点で将来の損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- (4) 退 職 給 付 引 当 金 ..... 従業員の退職給付に充てるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  
適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用していましたが、2010年11月に適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度に移行しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 ..... 役員に対して支給する退職慰労金の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (6) 債務保証損失引当金 ..... 債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

連結注記表の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金の計上に係る見積り

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 貸倒引当金(固定) | 243,959千円 |
|-----------|-----------|

#### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「会計上の見積もりに関する注記 貸倒引当金の計上に係る見積り(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報①、③および②（当社個別債権に対する回収不能額の見積りの基礎となる主要な仮定）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

債務保証損失引当金の計上に係る見積り

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 債務保証損失引当金 | 385,000千円 |
|-----------|-----------|

#### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「会計上の見積もりに関する注記 債務保証損失引当金の計上に係る見積り(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用は「連結注記表 会計方針の変更に関する注記」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 棚卸資産の内訳

棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

|   |     |             |
|---|-----|-------------|
| 商 | 品   | 1,281,375千円 |
| 仕 | 掛 品 | 80,829千円    |
| 原 | 材 料 | 100,332千円   |
| 計 |     | 1,462,537千円 |

### 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|             |   |           |
|-------------|---|-----------|
| 現           | 金 | 102,000千円 |
| 定 期 預       | 金 | 100,000千円 |
| 投 資 有 価 証 券 |   | 8,000千円   |
| 計           |   | 210,000千円 |

#### (2) 担保に係る債務

|             |     |             |
|-------------|-----|-------------|
| 買           | 掛 金 | 8,606,149千円 |
| 営 業 未 払     | 金   | 1,063,039千円 |
| 電 子 記 録 債 務 |     | 101,047千円   |
| 計           |     | 9,770,236千円 |

### 3. 有形固定資産の減価償却累計額

135,012千円

### 4. 関係会社に対する金銭債権債務

|             |          |
|-------------|----------|
| 短 期 金 銭 債 権 | 6,188千円  |
| 短 期 金 銭 債 務 | 17,059千円 |

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

|            |   |   |           |
|------------|---|---|-----------|
| 売          | 上 | 高 | 236,692千円 |
| 仕          | 入 | 高 | 15,929千円  |
| 販売費及び一般管理費 |   |   | 182,196千円 |
| 営業取引以外の取引高 |   |   | 20,903千円  |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 10,596株 |
|------|---------|

## 税効果会計関係に関する注記

### 1. 繰延税金資産の発生の原因の内訳

|           |            |
|-----------|------------|
| 未払事業税     | 1,066千円    |
| 賞与引当金     | 83,087千円   |
| 役員退職慰労引当金 | 49,039千円   |
| 退職給付引当金   | 285,726千円  |
| 資産除去債務    | 14,479千円   |
| ゴルフ会員権    | 6,151千円    |
| 譲渡制限付株式   | 17,686千円   |
| 商品評価損     | 25,928千円   |
| 受注損失引当金   | 125,330千円  |
| 債務保証損失引当金 | 136,405千円  |
| 貸倒引当金     | 81,181千円   |
| その他       | 48,463千円   |
| <hr/>     |            |
| 繰延税金資産小計  | 874,546千円  |
| 評価性引当額    | △330,824千円 |
| <hr/>     |            |
| 繰延税金資産合計  | 543,722千円  |

## 2. 繰延税金負債の発生 の主な原因の内訳

|                 |            |
|-----------------|------------|
| その他有価証券評価差額金    | △358,166千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1,361千円   |
| 繰延税金負債合計        | △359,528千円 |
| 繰延税金資産純額        | 184,194千円  |

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債（ただし、2026年4月1日以降解消されるものに限る）については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。この変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は973千円、その他有価証券評価差額は8,491千円減少し、法人税等調整額は7,518千円増加しております。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 収益認識に関する注記

収益認識に関する注記について、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 2,749円82銭 |
| 1 株当たり当期純損失 | 241円28銭   |